

令和6年4月10日

区 長 各 位

伊豆の国市長
(廃棄物対策課)**災害ごみ臨時集積所候補地の報告について(お願い)**

陽春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、ごみ処理行政には格段のご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、昨年度中には、各区の皆様にご協力いただき、災害ごみ臨時集積所候補地を選定させていただきました。しかしながら、選定された候補地が土地の利用状況等により、臨時集積所として利用が困難になってしまった場合や新たに候補地が見つかる場合が想定されます。

つきましては、昨年度各区に送付いたしました、「災害ごみ臨時集積所候補地の選定結果について」という通知書を今一度ご確認ください、状況の変化の有無や新たな候補地等について報告のほど、よろしくお願ひします。

記

1. 提出期限 令和6年7月31日(水)まで
2. 報告内容 (1) 「災害ごみ臨時集積所候補地の選定結果について」に「**適**」または「**条件付き**」の候補地がある区
⇒ (別紙1) 災害ごみ臨時集積所候補地 現況報告書
(2) 新たに候補地として検討したい土地がある区
⇒ (別紙2) 災害ごみ臨時集積所候補地 報告書
3. 報告方法 別紙1, 2のいずれか、または両方に記載の上、書面またはメールにて廃棄物対策課に提出してください。
別紙1, 2ともに回答する項目がない場合は、別紙2に該当なしと記載し提出してください。

市民環境部 廃棄物対策課
担当 前田 渡邊
TEL 0558-76-8001 FAX 0558-76-5499
E-Mail hai@city.izunokuni.shizuoka.jp

<災害ごみ臨時集積所とは>

(1) 設置の目的

災害後、市の仮置場（長岡体育館北側調整池を想定）が開設されるまでの間、概ね各地区において、区民の災害ごみを集積するために設けます。集積された災害ごみは市が仮置場まで搬出します。

(2) 令和元年の台風第19号における事例（参考）

長崎区 堂川排水機場（10月13日～20日）

原木区 原木公民館（10月13日～14日）

宗光寺区 宗光寺コミュニティ広場（10月13日～16日） 等

(3) 災害時の地区臨時集積所の利活用のながれ

- ① 被災後、災害ごみ臨時集積所に分別用の看板を市が設置し、臨時集積所を開設
- ② 災害ごみを持ち込み開始後、市では職員を配置し、災害ごみの確認と分別指導実施
- ③ 仮置場開設後、臨時集積所から仮置場へごみの搬出は市が行います

(4) 設置期間

区と廃棄物対策課との協議によります